

# 平成28年第3回玄海町議会定例会会議録

|                                                                                 |                                                |                          |             |               |           |            |
|---------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|--------------------------|-------------|---------------|-----------|------------|
| 招 集 年 月 日                                                                       | 平成28年 9 月 5 日（月曜日）                             |                          |             |               |           |            |
| 招 集 場 所                                                                         | 玄 海 町 議 会 議 場                                  |                          |             |               |           |            |
| 開 閉 会 日 時<br>及 び 宣 告                                                            | 開 会                                            | 平成28年 9 月 5 日 午前10時00分   |             |               | 議 長       | 上 田 利 治 君  |
|                                                                                 | 散 会                                            | 平成28年 9 月 5 日 午後 0 時 7 分 |             |               | 議 長       | 上 田 利 治 君  |
| 応（不応）招議<br>員及び出席並び<br>に欠席議員<br><br>○ 出 席<br>× 欠 席<br>× 不応招<br>出 席 11名<br>欠 席 0名 | 議席<br>番号                                       | 氏 名                      | 出 席<br>等の別  | 議席<br>番号      | 氏 名       | 出 席<br>等の別 |
|                                                                                 | 1                                              | 井 上 正 旦 君                | ○           | 2             | 山 口 定 君   | ○          |
|                                                                                 | 3                                              | 脇 山 奉 文 君                | ○           | 4             | 池 田 道 夫 君 | ○          |
|                                                                                 | 5                                              | 脇 山 伸 太 郎 君              | ○           | 6             | 友 田 国 弘 君 | ○          |
|                                                                                 | 7                                              | 中 山 昭 和 君                | ○           | 8             | 古 舘 義 純 君 | ○          |
|                                                                                 | 9                                              | 欠 番                      |             | 10            | 岩 下 孝 嗣 君 | ○          |
|                                                                                 | 11                                             | 藤 浦 皓 君                  | ○           | 12            | 上 田 利 治 君 | ○          |
|                                                                                 | 2 番                                            |                          | 山 口 定 君     | 1 番           | 井 上 正 旦 君 |            |
|                                                                                 | 地方自治法第<br>121条第1項に<br>より説明のため<br>出席した者の職<br>氏名 | 町 長                      | 岸 本 英 雄 君   | 副 町 長         | 鬼 木 茂 信 君 |            |
|                                                                                 |                                                | 教 育 長                    | 小 柳 勉 君     | 会 計 管 理 者     | 小 山 康 人 君 |            |
|                                                                                 |                                                | 管理統括監                    | 西 立 也 君     | 政 策 統 括 監     | 池 田 正 彦 君 |            |
|                                                                                 |                                                | 総 務 課 長                  | 綾 部 保 基 君   | 財 政 企 画 課 長   | 杉 谷 裕 子 君 |            |
|                                                                                 |                                                | 税 務 課 長                  | 井 上 新 吾 君   | 住 民 福 祉 課 長   | 中 山 昇 洋 君 |            |
|                                                                                 |                                                | 保健介護課長                   | 寺 田 美 由 妃 君 | 産 業 振 興 課 長   | 山 口 清 二 君 |            |
|                                                                                 |                                                | まちづくり課長                  | 松 本 恵 一 君   | 生 活 環 境 課 長   | 脇 山 典 久 君 |            |
|                                                                                 | 教 育 課 長                                        |                          | 中 村 大 輔 君   |               |           |            |
| 職務のために議<br>場に出席した者<br>の氏名                                                       | 事 務 局 長                                        |                          | 脇 山 和 彦     | 議 会 事 務 局 係 長 |           | 熊 本 秀 樹    |

### 平成28年第3回玄海町議会定例会議事日程（第1号）

平成28年9月5日 午前10時開会

- 日程1 会議録署名議員の指名について
- 日程2 会期の決定について
- 日程3 議長の諸報告
- 日程4 町長の行政報告
- 日程5 議案第40号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度玄海町一般会計補正予算（第2号））
- 日程6 議案第41号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度玄海町一般会計補正予算（第3号））
- 日程7 議案第42号 玄海町教育委員会委員の任命について
- 日程8 議案第43号 動産の買い入れについて
- 日程9 議案第44号 動産の買い入れについて
- 日程10 議案第45号 新田地区内水域排水樋門新設工事請負契約について
- 日程11 議案第46号 玄海町犯罪被害者等支援条例の制定について
- 議案第47号 玄海町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第48号 玄海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第49号 玄海町ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第50号 平成28年度玄海町一般会計補正予算（第4号）
- 議案第51号 平成28年度玄海町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第52号 平成28年度玄海町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第53号 平成28年度玄海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第54号 平成28年度玄海町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程12 議案第55号 平成27年度玄海町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第56号 平成27年度玄海町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第57号 平成27年度玄海町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第58号 平成27年度玄海町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第59号 平成27年度玄海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第60号 平成27年度玄海町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

---

#### 午前10時 開会

##### ○議長（上田利治君）

おはようございます。ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより平成28年第3回玄海町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本定例会に執行部から議案が送付されておりますので、職員に朗読させます。

##### ○議会事務局長（脇山和彦君）

〔朗読省略〕

##### ○議長（上田利治君）

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付しております議事日程表によって、御了承方お願いいたします。

#### 日程1 会議録署名議員の指名について

##### ○議長（上田利治君）

日程1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第108条の規定により、2番山口定君、1番井上正旦君を指名いたします。

#### 日程2 会期の決定について

##### ○議長（上田利治君）

日程2. 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日 9 月 5 日から16日までの12日間とし、本会議を 5 日、8 日及び16日の 3 日間、委員会を 9 日及び12日から15日の 5 日間、休会を 6 日から 7 日及び10日から11日の 4 日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日 9 月 5 日から16日までの12日間とすることに決定いたしました。

### 日程 3 議長の諸報告

○議長（上田利治君）

日程 3. 議長の諸報告を行います。

地方自治法第235条の 2 第 3 項の規定による監査委員からの例月現金出納検査の報告と、本年 6 月から 8 月までの玄海原子力発電所の運転状況等の報告につきましては、お手元に配付しております書類により御了承方お願いいたします。

まず、6 月 27 日に唐津市において唐津農業協同組合通常総代会が開催され、友田産業建設常任委員長及び岸本町長と出席いたしました。

総代会の詳細につきましては、後ほど町長から報告があると思いますので、省略いたします。

次に、7 月 11 日に全国原子力発電所立地市町村議会議長会役員会及び平成28年度定期総会が東京で開催され、出席いたしました。

総会の付議案件として、平成27年度事業報告及び収入支出決算並びに平成28年度事業計画（案）及び収入支出予算（案）が提案され、全て原案どおり決定されました。

なお、総会終了後に経済産業省資源エネルギー庁と「我が国のエネルギー政策について」と題し、意見交換を行ったところでございます。

次に、7 月 23 日に、唐津赤十字病院竣工式典及び祝賀会が開催され、町議会議員及び岸本町長とともに出席いたしました。

詳細につきましては、後ほど町長から報告があると思いますので、省略いたします。

次に、8 月 1 日に、平成28年度知事・市町議会議長懇話会が佐賀市で開催され、出席いたしました。

懇話会は、山口知事の挨拶で始まり、各市町の議長より行政課題と今後の施策、要望等が

なされ、知事及び県の幹部と意見交換を行ったところでございます。

次に、8月29日に、佐賀県町村議会議長会会議が佐賀市で開催され、出席いたしました。

会議では、平成27年度決算及び平成28年度補正予算（案）について審議され、全て原案どおり決定されました。

以上をもちまして、議長の諸報告を終わります。

#### 日程4 町長の行政報告

##### ○議長（上田利治君）

日程4. 町長の行政報告を求めます。岸本町長。

##### ○町長（岸本英雄君）

おはようございます。本日は、平成28年第3回玄海町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様には大変御多忙の中に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、6月定例会以降、きょうまでの主なものについて行政報告を申し上げます。

まず、6月27日に唐津市において、唐津農業協同組合通常総代会が開催をされ、上田議長及び友田産業建設常任委員長とともに出席をいたしました。

総代会では、決算報告に続き、平成27年度事業実績の報告及び余剰金処分の承認、平成28年度事業計画の設定及び関連事業の承認、ほか全11件の議案について審議が行われ、全て原案どおり承認されたところでございます。

総会では、平成27年度の事業報告がなされ、農畜産物販売高は29,090,000千円で、前年比104.6%と前年を大きく上回り、合併後最高額を計上されておりました。

中でも畜産部門においては、販売頭数を維持したまま高値水準により、販売高前年比113.7%となり、JAからつの販売高全体を引き上げる結果となっております。

また、野菜部門に関しては、主力品目のイチゴ、タマネギの出荷数量が伸び悩み、前年を大きく下回ったものの、米作部門において、さがびよりが6年連続、コシヒカリが3年連続で特Aランクづけされたことによって、販売高では前年産の110%となったとのことでございました。

最後に、昨今の激変する農業情勢を踏まえ、JAからつの基本理念である「高生産」「高収益」「高信頼」「高満足」「高奉仕」を実践し、さらには、改正農協法が目指す姿である「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」に向けて、JAグループ一丸となって自己改革に取り組み、組合員の負託に応えるよう最大限努めるとの決議がなされました。

次に、7月4日、佐賀市で町長例会が開催をされ、出席をいたしました。

会議では、まず、犯罪被害者等基本法における地方自治体の責務についての説明がなされ、条例制定と見舞金制度等の必要性が協議されました。

その他、町長行政視察、各種審議会役員の推薦、全議員研修会と合同開催予定の特別研修会、熊本地震に係る義援金、町イチ村イチ2017などについての協議が行われたところでございます。

次に、7月11日に西九州自動車道建設促進期成会が伊万里市で開催をされ、古舘副議長とともに出席をいたしました。

総会では、平成27年度事業報告及び決算報告、会則改正、役員改選、平成28年度事業計画案及び予算案、以上6件の議案について審議が行われ、全て原案どおり承認されたところでございます。

また、平成28年度の提案活動についての協議がなされ、特に、一、地方が真に必要とする道路整備を推進するため、所要の予算を確保すること。一、西九州自動車道事業中区間の整備を促進し、目標年度内において確実に供用開始を行うこと。一、安全安心な道路利用と良好な住環境のため、橋梁や道路等の維持管理予算が十分に確保されること。一、道路利用者の安全確保のため、無料区間における自動車道関連用地に休憩施設等を設置すること。以上について、整備促進に関する提案書として強く提案を行っていくという案が採択をされました。

次に、7月13日から15日まで新潟県佐渡市において、第22回全国棚田（千枚田）サミットが開催をされ、出席をいたしました。

理事会及び総会では、平成27年度事業報告及び決算報告、平成28年度事業計画案及び予算案、次期サミット開催地などの議案について審議が行われ、全て原案どおり承認されたところでございます。

第22回全国棚田（千枚田）サミットは、「棚田には夢がある！～棚田の価値を知り・活かし・継承するために～」をテーマに、離島での初開催となりました。

全国の農産物生産者、消費者、棚田保全団体、行政職員など、さまざまな立場から棚田にかかわる人たちが一堂に会して、美しい棚田の景色とともに、情報交換や交流を通じ、棚田の価値を再認識することができたのではないかと思います。

最後に、棚田の魅力や可能性を再発見し、夢を持ってどう未来に継承していくかについて

共同宣言をし、閉会をいたしました。

次に、7月23日に、唐津赤十字病院竣工式典及び祝賀会が開催をされ、上田議長初め議会の皆様とともに出席をいたしました。

内覧会、記念式典に引き続き、映画監督である大林宣彦氏により「映画は、古里からの手紙です。」と題した記念講演が行われました。

新病院については、国、県、唐津市、玄海町が一体となって取り組む地域医療再生計画に沿って、救急・小児・周産期医療の充実を図るとともに、急性期医療を担うための救命救急センターや手術室の充実、高度な診断機能を持つCT・MRIなど、唐津・東松浦地区の最後のとりでとして医療体制の充実が図られており、高度専門医療・救急医療・災害救護医療を初め、地域医療支援病院として地域の医療機関と連携を強化し、地域医療のかなめとしての役割を果たすべく運営していくとの説明がございました。

次に、7月26日に町内において、有浦施設園芸部会通常総会が開催をされ、出席をいたしました。

総会では、平成27年度の事業報告及び収支決算報告、平成28年度の事業計画案及び収支予算案、会費負担金の徴収について、以上3件の議案について審議が行われ、全て原案どおり承認されたところでございます。

平成27年度産イチゴについては、近年まれに見る気象条件により、作柄は非常に厳しく、数量、金額ともに前年を大きく下回り、生産面の見直しや品質対策をさらに講じなければならない非常に厳しい1年だったとの報告があり、今年度は生産者目ざろいや選果場内確認による品質見直し、高設栽培システムやハウス長寿命化対策、また、多層被覆資材等の実践により、生産効率の向上を目指すとの目標が掲げられました。

次に、8月22日に佐賀市において、道路整備促進期成同盟会佐賀県地方連絡協議会が開催をされ、出席をいたしました。

会議では、平成27年度事業報告及び決算、役員改選、平成28年度事業案及び予算案、以上5件の議案審議に続き、今年度の要望活動についての協議がなされ、特に、一、公共輸送機関の存立が困難な地方については、道路整備を緊急かつ円滑に推進するために、道路予算を地方に重点配分すること。一、佐賀国道事務所の事業費枠を大幅拡大し、県内道路網の骨格となる直轄国道の事業促進を図ること。一、県民生活の向上と県内の均衡ある発展を期すため、県内道路網の整備の推進に必要な予算を確保すること。以上について、整備促進に関す

る要望書として強く要望を行っていくという案が採択されました。

引き続き、同日、同所にて、佐賀県治水砂防・防災協会通常総会が開催をされ、出席をいたしました。

会議では、平成27年度事業報告及び決算、役員改選、平成28年度事業計画案、会費徴収案及び予算案、以上6件の議案について審議が行われ、全て原案どおりに承認されたところでございます。

以上で行政報告を終わります。

**日程5 議案第40号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度玄海町一般会計補正予算（第2号））**

**○議長（上田利治君）**

日程5．議案第40号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。岸本町長。

**○町長（岸本英雄君）**

議案第40号 専決処分の承認を求めることにつきまして御説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただいておりますので、同条第3項の規定により、これを報告し、御承認を求めるものでございます。

専決処分の内容でございますが、平成28年度一般会計補正予算（第2号）でございます。

専決理由といたしましては、平成28年度玄海町一般会計において、玄海中学校女子バドミントン部が九州中学校体育大会、玄海ジュニアバレーボールクラブが全日本バレーボール小学生大会及び玄海ジュニアバドミントンクラブが全国小学生ABCバドミントン大会に出場することが決定をし、いずれも早急に補助金及び助成金を交付する必要があったことから、議会を招集する時間的余裕がないと認めまして、専決処分をさせていただいたところでございます。

補正の内訳につきまして御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,948千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を7,351,158千円とするものでございます。

歳入補正予算といたしましては、17款繰入金、2項基金繰入金のふるさと応援寄附金基金繰入金1,948千円の増額でございます。

歳出補正予算としましては、10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費に生徒派遣費補

助金として843千円の増額、また、10款教育費、5項保健体育費、1目保健体育総務費に少年スポーツ交流事業助成金1,105千円を計上するものでございます。

どうか御審議の上、原案どおりの御承認をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

玄海町の子供たちが、こうして九州大会とか全国大会に出場する機会があるということは非常に喜ばしいことですが、玄海中学校女子バドミントン、これは学校のクラブ活動ですね。学校行事ですよ。そして、玄海ジュニアバレーボールクラブと玄海ジュニアバドミントンクラブ、これはクラブスポーツですね。学校教育とクラブスポーツの違いがあるわけですが、この派遣する場合に、中学校のクラブ活動の場合は選手の派遣費とか、監督、コーチまで含まれるのか、どの辺まで、学校教育と社会教育の違いがあると思うんですけど、その辺の仕分けはどのようになっているんでしょうか。

○議長（上田利治君）

中村教育課長。

○教育課長（中村大輔君）

質問にお答えいたします。

まず、中学校のバドミントン部の生徒派遣費補助金でございますが、これにつきましては生徒の部員の派遣費、あるいは指導者の派遣費、引率教諭の派遣費を今回予定しまして、その中で引率教諭の派遣費につきまして、その旅費支給につきましては県費のほうより支払いされております。ということで、今回は生徒の分と指導者の分、人数で言いますと、生徒が7名、指導者が1名の8名の分の旅費、その他宿泊費、そういうものに対して助成をしております。

続きまして、少年スポーツ交流事業助成金といたしまして、玄海ジュニアバレーボールクラブの派遣につきましては、全体で18名、選手が14名、監督が1名、コーチが2名、マネージャーが1名の18名の旅費及び宿泊料、参加費について、その経費の2分の1を補助しております。

続きまして、もう1つの玄海ジュニアバドミントンクラブでございますが、これは個人で

全国大会に出場しますので、生徒1名、監督1名の2名に対しまして、その対象旅費、宿泊費、参加料、その経費に対しまして、その2分の1を補助しております。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

中学のバドミントン、これ学校教育の中でですけど、生徒1名、指導者1名、別に引率者と言われましたけど、この指導者と引率者はどう違うんですか。指導者というのは学校の先生が監督だと思うんですけど、それとも、外部から監督を呼んで指導してもらっているのか。

○議長（上田利治君）

中村教育課長。

○教育課長（中村大輔君）

この指導者につきましては、外部より監督としてかかわっていただいております。引率教諭につきましては県費の教諭で、顧問の先生ということになります。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

引率者はみらい学園の先生。（「はい」と呼ぶ者あり）この場合は全額がこの補助金になるんですかね。8名と引率者1名。ほかの場合は2分の1の補助ということだったんですけど、学校教育の場合は全額補助——補助と言ったらおかしいですけど、教育だから、当然、教育の中でするわけですから町が持つべきだとも思うんですけど、その辺の仕分けはどういうふうになっていますか。

○議長（上田利治君）

中村教育課長。

○教育課長（中村大輔君）

お答えします。

この中学校の体育大会の参加に対する補助金につきましては、生徒派遣費補助金といたしまして、かかった経費の全額を町費で負担しております。もう1つの保健体育費のほうにあります少年スポーツ交流事業補助金にいたしましては、同じかかった経費の2分の1を補助

いたしております。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

ジュニアバレーはことしで3年目ですかね。そういうふうで、徐々に実力が上がってきているということも底上げもできているということは理解しております。そうしてみると、こっちのほうの過去において玄海町出身者がヨットなんかで世界大会へ行ったような場合がありますよね。そういう場合は200千円とか、体協から支出したりとか、そんな場合がありますけど、この辺は一応ちゃんとしたものを決める必要があるんじゃないですか。そのとき、そのときじゃなくて。ジュニアバレーの場合は、もうたしか3回目になると思いますけど、前回も前々回も監督及び選手、コーチあたりの人数も決めた上で2分の1というふうに、同じような支出だったんでしょうか。

○議長（上田利治君）

中村教育課長。

○教育課長（中村大輔君）

社会保険費のほうで支払いする助成金でございますが、これは玄海町教育委員会補助金交付要綱の中に、少年スポーツ交流事業助成金という項目を定めておりまして、その中にこの補助金の条件、あるいは補助の内容を示して、そちらのほうから支出をしております。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

それは要綱で決めておられれば結構ですけど、今、現在はある程度財政的にも余裕があるから、こういうふうなことができるんですけど、過去において、町長、恐らく支出したことがありますよね、ヨットの世界選手権か何かの選手権、オーストラリアであったとか、カナダであったとか、その場合もそういう要綱でしたのか。それと別に体協からの支出ということは体協との協議は、体育協会ですね、それとの協議などはされて、その要綱は定めておられるのか、お尋ねします。

○議長（上田利治君）

小柳教育長。

○教育長（小柳 勉君）

お答えいたします。

体協の補助金の交付、それから、町費の補助金の交付、その交付につきましては、体協の補助金との整合性をとりながら、体協の守備範囲と町の守備範囲と重複しないように調整をしながら交付規則等の整備をし、支出をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

この場合は全員が、指導者を除いて、玄海町の子供たちですね。そして、この後、41号で出てくる唐津商業高等学校が甲子園に行った場合は、一部玄海町の子供がそのチームに入っている。それと、先ほどから言っておりますようにヨットなんかですね、大学生として、社会人として、そういう海外の大会に出たような場合、そのようなことは想定されますよね。唐津西高もずっと毎年インターハイでも国体でもヨットで優勝しておりますし、そういうときのことも考えた上での要綱も制定したほうがいいんじゃないか。現に全国大会に出るから、野球はメジャーだから、ぽんと1,000千円やりますよとか、ほかのはちょっと格が落ちるから下げますよとか、そういうことじゃなくて、何か指定する競技、それとも、全体的にこういうスポーツ大会とか、文化的な行事でも出場する場合は、みんな要綱の中に入れるのか。その辺の考え方を一応整理されたほうがいいんじゃないかというふうに思うんですよ。そのとき、そのときに専決でぽんと出されて、反対するものでありませんけど、ばらつきがあってはまずいと思うんですけど、その辺の将来の考え方ですね、その辺は町長どういうふうに考えますか。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

確かに今、岩下議員さん御指摘をいただいたとおりに、やっぱり要領の精査というものは一度しっかりと私どものほうでさせていただいて、やはり生徒や先生方がそういった点をしっかりとわかった上で準備ができるようなことにしていきたいというふうには思っております。

ただ、先ほどもジュニア女子バレーが3年連続行きましたので、一定の予測がつく場合は非常に我々も準備がしやすいんですけども、確かに今おっしゃっていただいたように、ヨットとかといったものについては、当然、事前の知識も全くございませんので、少しその点についても教育委員会の中でしっかりとそこら辺も議論をしていただいて、指摘いただいたとおりに、しっかりとした要綱を再度見直しをさせていただいて、こういう形ではなくて、当初予算からしっかりとそれが予算編成できるような作業になるように、今後努めてまいりたいというふうに考えております。

**○議長（上田利治君）**

岩下孝嗣君。

**○10番（岩下孝嗣君）**

このように成績が上がれば上がるほど経費もかさむということは実態なんですけど、こういうふうに子供たちが成長していくというのもまた楽しみなんですけど、ジュニアバレーが3年連続で全国大会に出ました。もうその子たちは中学生になっているわけですね。その後、恐らく中学校に入ってもバレーを続けていると思いますが、部活でやった場合の成果、同じように続けているかどうか、それとも、余りこのジュニアバレーでしごかれ過ぎて、もう嫌だと言って中学校ではやめた子もおるのか、その辺の流れと、中学生で続けている場合は、恐らくこれだったら唐津・東松浦では優勝しなくてははいけませんね。県でももうトップクラスにならなきゃいけませんけど、その辺はどうでしょうか。もし、成績が悪い場合は監督の指導が悪いのか。その辺はいかがですか。

**○議長（上田利治君）**

小柳教育長。

**○教育長（小柳 勉君）**

ジュニアバレーの子供たちが一生懸命励んでおりまして全国大会に出場もできる状況になっておりますので、引き続き中学校でバレーボールをやっていただいております。子供たちは中学校に入って、そして中体連で頑張っております。私もとても期待をいたしております。指導の先生も一生懸命に、これは県費の教職員でございますけれども、一生懸命に指導しております。おかげさまでこの唐津地区内においては強豪になりましたけれども、残念ながら県大会にことは出場できませんでした。でも、力は十分についてきております。地区大会でも、中体連の地区大会ではございませんけれども、ほかの大会では新人戦でございま

すとか、そういうところではいい成績も上げておりますし、それから、ほかの地区から、県内のほかの中学校から練習に来てくれというふうに呼ばれて試合にも行ったりしておりますので、それぐらい玄海中学校のバレーボールの実力は上がってきているというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

順調に成長はしているけど、中学校のバレー大会では優勝することはできなかった。いろいろ問題もあるんでしょうけど、せっかくそこまで来たら、子供たちも練習して、ハードな練習の中で行ってきたなら、もう勝つべき、勝つほうがいいと思うんですよね。その辺がどこに原因があるのかということも、ここでは言及を控えますけど、私の孫が鏡でジュニアバレーをしていて中学校へ行った。ずっと優勝していましたけど、小学校のとき勝てば、やっぱり中学校も同じメンバーでいけば勝つんですよね。それ、どこにどういうふうな原因があるのかですね。その辺は監督に頑張って、選手にも頑張っていただきたいと思うんですけど。

これはこれで結構ですけど、先ほど言ったように、その辺の行き当たりばったりと言ったら言葉が悪いですけど、そのとき、そのときに決める要綱じゃなくて、いろんな場合も想定して、4年後の東京オリンピックにでも玄海町からでも出るようになればうれしいなということも期待も込めて、その辺の要望をしておきます。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

今、岩下委員がオリンピックのことも言われましたが、今後、やはり玄海町はバドミントンとか、こうしてバレーボールがなっているから、オリンピック選手になる可能性もありますよね。この2つだけじゃなくてもですよ。そういった場合、メダル取った場合の報償金なんかも今後考えなくちゃならないのか。町の宝ですよね。もうテレビにばんばん映るような形になると思います。そこも考慮だけはしておいたほうがいいんじゃないかと思っておりますけど。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今のお尋ねについては、ぜひそういう子供というか、アスリートが出てくれば、町としてはできる限りのことをしていくように、ぜひ期待をしたいというふうに思いますし、将来、それは何年後になるのかわかりませんが、多分議会の皆さんが認識をしていただければ、議会のほうでもしっかりとそのことを後続の方にも伝えられるのではないかとというふうに私としても思いますし、私であれば、したいというふうに思います。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

体育のアスリートだけでなく、文化部門等とかでも芥川賞とか、なかなか作家の人は町内いませんけれども、そういったところもそれなりの報償金を、全国でも有名な賞を取ったときにはそういうようなところも考えていただいたらいいなと思います。答弁は要りません。

以上です。

○議長（上田利治君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第40号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

**日程 6 議案第41号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度玄海町一般会計補正予算（第3号））**

**○議長（上田利治君）**

日程 6．議案第41号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。岸本町長。

**○町長（岸本英雄君）**

議案第41号 専決処分の承認を求めることにつきまして御説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただいておりますので、同条3項の規定により、これを報告し、御承認を求めるものでございます。

専決処分の内容でございますが、平成28年度一般会計補正予算（第3号）でございます。

専決処分といたしましては、平成28年度玄海町一般会計において、皆様既に御存じのとおり、ことしの夏の甲子園に県立唐津商業高等学校が佐賀県代表として出場をいたしました。唐津・東松浦地区からは平成23年に同校が出場以来5年ぶりの代表校ということで、大いに盛り上がったところでございます。

唐津商業高等学校野球部には玄海町出身の部員が3人在籍をしていることもあり、本町のスポーツ振興の面から補助金を贈りたいと考えたところですが、唐津商業高校の甲子園出場が決まったのが7月の下旬であったため、議会を招集する時間的余裕がないと認めまして、専決処分をさせていただいたところでございます。

補正の内訳につきまして御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を7,352,158千円とするものでございます。

歳入補正予算としましては、17款繰入金、2項基金繰入金のふるさと応援寄附金基金繰入金1,000千円の増額でございます。

歳出補正予算といたしましては、10款教育費、5項保健体育費、1目保健体育総務費に県立唐津商業高校野球部甲子園出場補助金1,000千円を計上するものでございます。

どうか御審議の上、原案どおりの御承認をいただきますようお願いを申し上げます。

**○議長（上田利治君）**

これより質疑に入ります。岩下孝嗣君。

**○10番（岩下孝嗣君）**

唐津商業の野球部が5年ぶりの甲子園出場ということで、前回出場したときもたしか1,000千円だったと思っておりますが、議案40号での出場する、これは人数は大分違いますよね。それで1,000千円というのは、前回1,000千円出していたから今回も1,000千円という考え方なのか、高校野球についてはスポーツがメジャーだから1,000千円にしているのか。

それと、以前、ここに池田委員がいますけど、池田委員の子供たちが唐津商業じゃなくて佐賀学園のときに2名、玄海町はチームの中でいましたね。そのときなんかはなかったわけですよね。だから、今から玄海町にある高校じゃない、唐津商業も、唐津市ですけど、もし、佐賀の私立高校なんかに玄海町の子供たちが在籍している場合にもそういうふうにするのか、その辺はいかがでしょうか。

**○議長（上田利治君）**

岸本町長。

**○町長（岸本英雄君）**

やっぱり高校生までは特に玄海町の子供たちがそういった全国的なスポーツ大会に参加をするということであれば、十分に支援をしてあげたいというふうに現時点では私としてはそう考えておりますし、確かに甲子園に関しては、今、岩下議員御指摘いただいたように、少しメジャーな部分が影響しなかったとは言えませんが、5年前も1,000千円という援助をさせていただいておりましたので、正直、私としては迷って500千円かなという気もしましたが、結局1,000千円という数字に落ちついたことは御理解をいただきたいなというふうに思います。

しかも、レギュラーの3番を打っておいまして、玄海町の子がですね、それから、本人たちも挨拶に来ましたけれども、非常にさわやかでレギュラーの2人が将来も野球を続けて玄海町の名前を売りたいと思いますということを言ってくれたことについて非常に感銘を受けたのは事実でありまして、ほかのスポーツでもその意識をしっかりとってスポーツをやっただけのよう支援をしてまいりたいというふうに考えております。

**○議長（上田利治君）**

脇山伸太郎君。

**○5番（脇山伸太郎君）**

これ町長が1,000千円というのを大体決められたわけですね、前回ということの事例もありますから。ちなみに、聞くところによると、唐津市が5,000千円ということですよ。大

体市町村でいろんな負担割するときには人口割とか均等割、いろんなことを考慮されますね。それから考えると、先ほど町長が言われた500千円でもいいんじゃないかなというような感覚もあるんですけれども、これは高校から1,000千円という要望が出ているわけじゃないですよ。唐津市さんにも唐津市さんが独自に決めたものだろうと思いますが、そこら辺の均衡も今後は考慮してもいいんじゃないかなとちょっと思うところありますけれども。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、脇山議員から御指摘をいただいたとおりに、これは別に高校から要請があったわけでも何でもございません。こちら側から進んで支援をしたと。これは唐津市さんも一緒だというふうに思います。ただ、やっぱり非常に極力公平な形で子供たちの支援をしていきたいということから考えますと、先ほど岩下議員御指摘をいただいたように、しっかりともう一回きちんとした要綱をつくって、そういった支援を今後考えられるようにしていきたいと思いますので、今回についてはぜひこの点で御理解をいただきたいと思います。

○議長（上田利治君）

池田道夫君。

○4番（池田道夫君）

ことしの夏の甲子園、唐津商業高校が出ました。非常によかったと思います。試合内容もよかったしですね。町長にはボーイズのほうの顧問ということでお世話にもなっております。ボーイズ出身の子が頑張ってくれたなど大変喜んでおります。

そういった中ですが、先ほどからありますように、今回は3人の玄海町出身者がということですが、もし、唐津のほうから、東とか西とか北とかありますが、玄海町出身の子供がいない高校がもし甲子園に出るとした場合、同じような対応の仕方、寄附の対応ですよ、それをされるのかどうか、ちょっとお聞かせください。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

先ほど答弁の中で公平という表現をさせていただいたんですが、もちろん同じ地区内でそういった大きな大会に出場することが決まったことについては、大変我々も祝意と、それか

ら支援をしていかなければいけないと思いますけれども、先ほどから申し上げているように、その支援をする金額については十分にやっぱりその時点でしんしゃくしてというか、今、先ほど私、例で500千円という数字を言ってしまいましたけれども、そういった形に変える可能性というのはまだまだあるのではないかというふうに私自身は思っております。もちろん玄海町の子供がそのチームにいれば話は少し変わってきますけれども、全くいなくて出場するというのであれば、そこは少しやっぱり気持ちの中にも、これはもう池田議員さんの気持ちの中にもそれは出てくるだろうというふうに思いますけれども、極力そういう意味では、玄海町にとって公平な形で進めさせていただきたいなというふうに思っているところでございます。

○議長（上田利治君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第41号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

暫時休憩します。

午前10時54分 休憩

午前11時5分 再開

○議長（上田利治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程 7 議案第42号 玄海町教育委員会委員の任命について

○議長（上田利治君）

日程 7. 議案第42号 玄海町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

議案第42号 玄海町教育委員会委員の任命につきまして提案理由の説明を申し上げます。

次の者を玄海町教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所、■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■。氏名、八島晋策氏でございます。■■■■■■■  
■■■■生まれでございます。

提案理由といたしましては、金子謙三委員の任期が平成28年12月5日に満了するため、後任者の選任が必要であることから提案をしているものでございます。

なお、次のページに資料を添付いたしておりますので、参考にしていただきたいというふうに思います。

どうか御審議の上、原案どおり御同意をいただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

今回、八島晋策さんが選任されております。この方にどうのこうの言うわけではありませんが、教育委員さんもなかなか探すのは大変だろうと思うんですよね。今回、どのような経緯で人選されてお決めになられたのか、その分だけちょっと御説明願います。

○議長（上田利治君）

中村教育課長。

○教育課長（中村大輔君）

お答えいたします。

教育委員の新しい任命ということで、教育委員会のほうでは教育行政に関する条例の中で1人は保護者であることが条件にございました。現金子委員さんにつきましては、その保護者の委員さんになっていただいております。その保護者の委員という条件がございますので、その候補者になれる保護者を、保護者ということで学校の子供たちの親というふうなことでありますので、いろんなPTAにかかわっていただいているとか、学校の活動に参加してい

ただいているとか、そういうふうな内容で、その中から学校の学園長、先生、あるいは教頭、あるいはPTAの代表とか、そういう方に相談いたしまして、ある程度の人数をこの方がいいんじゃないかということを四、五名選考させていただきまして、その方を何名か当たりまして、今回よい返事をいただいたということで、今回町長のほうに紹介したところでございます。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

PTAとか保護者と言われました。保護者となれば、みらい学園に在学している生徒を持っている方に限定されるんですか、玄海町の場合は。それとも、高校まで行くのか、大学まで行くのか、そこら辺はどんなふうな規定があるんですか。

○議長（上田利治君）

中村教育課長。

○教育課長（中村大輔君）

保護者の定義というのは、はっきりは書いてなかったんですけど、今、成人年齢が二十以上となっておりますので、19歳以下の子供さんをお持ちの方をこちらは保護者といたしまして、みらい学園だと中学生15歳まででございますが、あと高校生、あるいは大学生であっても未成年の方をお持ちの方についてを保護者ということで、こちらでそういう方をリストアップした次第でございます。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

これについてはあんまり質問はしたくないですけども、保護者となると、現教育委員さんも保護者じゃない方もいらっしゃるようになるんじゃないですか。どんなですかね。そこら辺の説明はきちんとされないといけないと思いますよ。

○議長（上田利治君）

小柳教育長。

○教育長（小柳 勉君）

教育委員はどういう方々を教育委員として任命権者は任命しないといけないかということにつきましては法律で定められております。ちょっと法律を読ませていただきます。

地方公共団体の長は——この場合は玄海町長さんでございますけれども——委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければならないというふうになっています。

その保護者につきましては、先ほど課長が申し上げましたとおり、親権を行う者が保護者というふうになっておりますので、金子委員さんは現在保護者の委員さんでございますので、後任の方も保護者の方がいいだろうというようなことで、現在お願いをいたしておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

誤解したところがあると思います。委員の中から1人は保護者がいないという認識ですね。委員さんがみんな保護者のような感じに課長の答弁が聞こえたんですよ。そうすると、関係ない人までやめさせにやいかんようになったらいかんなんて思ってちょっと質問したわけですが、だとわかりました。はい。

○議長（上田利治君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は人事案件ですので、討論を省略して採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

御異議なしと認めます。よって、討論を省略して、直ちに採決いたします。

議案第42号 玄海町教育委員会委員の任命については原案のとおり同意することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程 8 議案第43号 動産の買入れについて

○議長（上田利治君）

日程 8. 議案第43号 動産の買入れについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

議案第43号 動産の買入れにつきまして提案理由の説明を申し上げます。

動産を買入れすることについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

買入れ物件といたしましては、消防ポンプ自動車1台でございます。

契約の相手方といたしましては、佐賀県佐賀市鍋島町大字八戸3081番地、株式会社サガハツ、代表取締役浦井英司氏でございます。

買入れ価格は20,412千円でございます。予定価格に対する落札率は84.72%でございます。

納入期限は平成29年2月28日でございます。

なお、今回、一般競争入札を行いまして、応札業者は6業者でございます。6業者を申し上げておきたいと思えます。1社目は松枝商会、2社目は南里ポンプ株式会社、3社目は有限会社鹿島防災具店、4社目は西部消防株式会社、5社目は有限会社唐津興機、6社目は株式会社サガハツ、以上6社でございます。

提案理由でございますが、現在所有しております消防団本部の消防ポンプ自動車は平成10年度に更新を行ってから18年が経過をし、耐用年数の15年を経過したことから、今回、平成28年度電源立地地域対策交付金事業により更新するものでございます。

どうか御審議の上、原案どおりの御決定をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

提案理由の中で、耐用年数が15年を経過した消防自動車については更新を行っている。耐

用年数を経過していることから、火災発生時において消火活動に支障を来すような状態が発生する前に購入したいということですが、耐用年数ですね、これの。大分品質も向上をおし、周りの環境、道路とか、そのような環境も状態は非常に以前と比べてよくなっておりますが、この耐用年数15年というのが果たして適当であるかどうかですね。その辺はやはり前々から15年だと思うんですけど、今後もそういうふうな考え方ですかね。それとも、先ほど言ったように、車の品質等もよくなっておし、もっと耐用年数を延ばすというような考え方はないのでしょうか。

○議長（上田利治君）

綾部総務課長。

○総務課長（綾部保基君）

ただいまの耐用年数の考え方についてお答えいたします。

確かに品質等の向上は確実に上がっていると確信はしておりますけれども、緊急時の使用ということを考えた場合に、通常では何もない普通に使える状態だったとしても、万が一、現場に持っていった際に、車よりも、特にポンプのほう、ポンプのほうがもし使用ができなかったりした場合は大変なことになります。そういうことを考えますと、今現在、そのポンプが正常に稼働できるという判断をするためには、やはりこの耐用年数というのを一つの目安とせざるを得ないところがあると思っておりますので。

ただ、今後、耐用年数につきまして、もし変更等があるのであれば、それも含めて検討していきたいとは思っております。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

車は別として、ポンプが正常に作動するかどうか。これは各支部においては毎月1回ポンプの始動検査をしておりますよね。本部の車についてもしていると思うんですけど、そのときに異常が今まであったことはありますか。そこでどの部品が悪いからといって変えたような事象がありましたか。

○議長（上田利治君）

綾部総務課長。

○総務課長（綾部保基君）

通常の点検におきまして、済みません、動作上、支障が生じたかどうかというのは、申しわけありませんが、私のほうではその確認をしておりません。ただ、本部のポンプ自動車につきましては、そういったことがあったとは聞いておりません。

以上です。（「毎月しよる、点検は」と呼ぶ者あり）はい、毎月。（「答えろ」と呼ぶ者あり）

○議長（上田利治君）

綾部総務課長。

○総務課長（綾部保基君）

申しわけございません。点検につきましては毎月行っております。

○議長（上田利治君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第43号 動産の買い入れについては原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### 日程9 議案第44号 動産の買い入れについて

○議長（上田利治君）

日程9．議案第44号 動産の買い入れについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

議案第44号 動産の買入れにつきまして提案理由の説明を申し上げます。

動産を買入れすることについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

買入れ物件といたしましては、消防用小型動力ポンプつき積載車2台でございます。

契約の相手方といたしましては、佐賀市若楠2丁目10番24号、松枝商会、代表者松枝幸則氏でございます。

買入れ価格は10,756,800円でございます。予定価格に対する落札率は87.12%でございます。

納入期限は平成29年2月28日でございます。

なお、今回、一般競争入札を行いまして、応札業者は6業者でございます。6業者を申し上げておきたいと思います。1社目は松枝商会、2社目は南里ポンプ株式会社、3社目は有限会社鹿島防災具店、4社目は西部消防株式会社、5社目は有限会社唐津興機、6社目は株式会社サガハツ、以上6社でございます。

提案理由でございますが、現在所有しております消防用小型動力ポンプつき積載車のうち、田代地区と平尾地区の分は平成11年度に更新を行ってから17年が経過をし、耐用年数の15年を経過したことから、今回、平成28年度電源立地地域対策交付金事業により更新するものでございます。

どうか御審議の上、原案どおりの御決定をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

#### ○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。脇山伸太郎君。

#### ○5番（脇山伸太郎君）

今回、2カ所の田代地区と平尾地区の小型動力ポンプつき積載車の買いかえでございますが、これまでずっとこういった消防車は払い下げじゃないですよ、払い下げじゃなくて、再利用をいただいていると思います、ポンプと自動車に分けてですね。今回もそうされるものか。

それと、それぞれの消防車、大体何千キロぐらい走っているのか、そこら辺もわかれば答弁していただきたいし、払い下げの順番ですね、まずは、地元の消防団、それと、そこになか場合は全体の消防団の中からどこかが受ける、じゃなかつときには、地元の地区、そういった順番があると思いますけれども、それは今までどおりそんなふうにされるものか。その順

番も言われるようだったら言ってください。それと、払い下げというか、再利用は今回もされるものか。

○議長（上田利治君）

綾部総務課長。

○総務課長（綾部保基君）

お答えいたします。

払い下げにつきましては、平成24年に玄海町消防備品譲渡要綱というものを定めまして、消防積載車及び小型動力ポンプにつきましては、優先順位をつけまして、無料により譲渡することといたしております。

その優先順位でございますが、まず、第1位の順位といたしましては更新前に管理をしていた消防団、次の順位が更新前に管理をしていた消防団以外の玄海町内の消防団、その次の順位が更新前に管理をしていた消防団の所在する自治会、それから、その次が、その自治会以外の玄海町内の自治会、そして、もし、そういったところの要請がない場合でありました後には玄海町内で活動する団体、最後に、玄海町に住所を有する者という順位で行っております。

今回の更新される車両、ポンプにつきましても、同様に払い下げの公募を図りたいと考えております。

それから、今回更新をいたします田代地区、平尾地区の積載車ですけれども、現在の走行距離につきましては、田代地区で4,095キロ、平尾地区で7,208キロの走行距離を記録しております。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

先ほど課長が答弁されたように、年数はたっておりますけど、十分まだ乗れる状態ですよ。

それと、払い下げという表現ですが、これは無償の場合でも払い下げという表現になるんですかね。払い下げになると、何かお金を払っていただくというような感じがするんですけど、大体今まで無償で譲渡されていたと思うんですけど、その点はどんなになるんですかね。

○議長（上田利治君）

綾部総務課長。

○総務課長（綾部保基君）

払い下げるという言葉を使いましたけれども、実際には無償譲渡という形を行っておりますので、正しくは譲渡という言葉が正しいかと思っております。

○議長（上田利治君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第44号 動産の買い入れについては原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### 日程10 議案第45号 新田地区内水域排水樋門新設工事請負契約について

○議長（上田利治君）

日程10. 議案第45号 新田地区内水域排水樋門新設工事請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

議案第45号 新田地区内水域排水樋門新設工事請負契約につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

平成28年8月19日、指名競争入札に付した新田地区内水域排水樋門新設工事について、次のとおり請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定及び議会の議決

に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的としましては、平成28年度電源立地地域対策交付金事業、新田地区内水域排水樋門新設工事でございます。

契約の方法は、指名競争入札による契約でございます。

契約金額は、59,670千円でございます。

契約の相手方は、佐賀県東松浦郡玄海町大字長倉926番地1、株式会社岸本組玄海支店、取締役支店長久保博務氏でございます。

工期につきましては、着工が契約締結の日から、成工は平成29年3月17日までとしております。

支出科目は、一般会計（8款土木費・3項河川費）でございます。

また、工事に対する指名業者でございますが、本町に指名願の提出があつてゐる土木一式工事の許可業者で、入札参加規則で設計金額が30,000千円以上70,000千円未満の場合、A級5社以上となっておりますので、町内のA級以上の3社と唐津土木事務所管内のA級で総合評点の高い2社の合計5社の指名を行いました。

会社名としましては、1社目が株式会社岸本組玄海支店、2社目が株式会社小野建設玄海支店、3社目が有限会社中山組、4社目が株式会社創建、5社目が釘本建設株式会社の計5社でございました。

なお、予定価格に対する落札率は94.80%でございます。

どうか御審議の上、原案どおりの御決定をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

今回、樋門を新設工事されるわけですが、これは当初説明されたように、大体3カ年計画でいった場合の今年度の分でしょうか。

○議長（上田利治君）

松本まちづくり課長。

○まちづくり課長（松本恵一君）

お答えいたします。

事業計画といたしましては、第1期、第2期、第3期と3期工事を計画しております。今回ののは第1期工事の内水域排水樋門の新設工事でございます。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

資料3を見て、これで潮だまりと満潮時の水位とか書いてありますが、これは干潮の場合、潮だまりよりも低くなりますかね、高くなりますか。その点をちょっとまず説明してください。

○議長（上田利治君）

松本まちづくり課長。

○まちづくり課長（松本恵一君）

お答えいたします。

干潮時は内水域の水位高より大分下がってきますので、排水するというような計画でございます。

以上です。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

そうすると、この潮だまりは常時大体これたまってなくちゃならないんですかね。調整的になっているものか、ちょっと私も詳しくわからないんですけれども、常時、潮だまりの水位がなくてもよければ、大雨降るようなときに干潮時にこの潮だまりの水を抜いておけば、幾らかでも町民会館あたりの道路前ですね、水が上がらなくなるとに少しの余裕はできると思うんですけど、その点はどうか。

○議長（上田利治君）

松本まちづくり課長。

○まちづくり課長（松本恵一君）

お答えいたします。

潮だまりの中に水がたまっておかなければいけないということはありませんので、干潮時

に排水できるものは全量排水するというような計画になっております。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（上田利治君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第45号 新田地区内水域排水樋門新設工事請負契約については原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程11 議案第46号 玄海町犯罪被害者等支援条例の制定について

議案第47号 玄海町税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第48号 玄海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第49号 玄海町ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第50号 平成28年度玄海町一般会計補正予算（第4号）

議案第51号 平成28年度玄海町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第52号 平成28年度玄海町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第53号 平成28年度玄海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第54号 平成28年度玄海町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（上田利治君）

日程11. 議案第46号 玄海町犯罪被害者等支援条例の制定についてから議案第54号 平成28年度玄海町水道事業会計補正予算（第1号）までの以上9件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

それでは、提案しております決算以外の議案について提案理由の説明を申し上げます。

提案しております案件は、条例の新規制定が1件、条例の一部改正が3件、補正予算が5件、合わせて9件でございます。

それでは、議案番号順に提案理由を申し上げていきたいと思っております。

まず、議案第46号 玄海町犯罪被害者等支援条例の制定につきましては、犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等を支援するための施策の基本となる事項を定め、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指すため、本条例を制定しようとするものでございます。

次に、議案第47号 玄海町税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、所得税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布され、平成29年1月1日から施行されることに伴いまして、町税条例も所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議案第48号 玄海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましても、前議案同様に、所得税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布され、平成29年1月1日から施行されることに伴いまして、町国民健康保険税条例も所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議案第49号 玄海町ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令が平成28年7月1日に公布され、平成28年8月1日から施行されることに伴いまして、本条例も所要の改正をしようとするものでございます。

次に、補正予算でございますが、議案第50号 平成28年度玄海町一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ413,827千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を7,765,985千円とするものでございます。

歳入補正予算の主なものといたしましては、11款分担金及び負担金、1項分担金、2目災害復旧費分担金の13,838千円の増額は、平成28年6月19日、20日、6月22日及び7月11日か

ら13日の梅雨前線豪雨により発生をした農地農業用施設の災害復旧事業に対する受益者からの分担金の増額でございます。

次に、13款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、エネルギー構造転換理解促進事業費補助金121,476千円の増額は、原子力発電施設が立地する自治体が実施する再生可能エネルギーの促進など、エネルギー構造転換に向けた地域住民等の理解促進に資する事業を国が支援するもので、歳出予算2款総務費、1項総務管理費、15目次世代エネルギーパーク事業費、次世代エネルギーパークリニューアル事業の財源として予算計上するものでございます。

次に、14款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金、青年就農給付金事業費補助金1,125千円の増額は、新規就農者の経営が軌道に乗るまでの間、県が補助を行い、新規就農者が安心して農業を始めることができるように支援するもので、歳出予算にも同額を計上いたしております。

同じく2項県補助金、4目農林水産業費県補助金、複合経営等漁家経営改善支援事業費補助金1,000千円の増額は、魚価低迷、燃料資材、事業の高騰により漁家経営が悪化する中、漁家経営の改善を図るための6次産業化を含めた複合経営の取り組みを支援するもので、新たに設立された町内加工グループに対して、加工場、機器の整備等に要する経費に係る県費補助金を予算計上するものでございます。

次に、2項県補助金、7目災害復旧費県補助金26,449千円の増額は、分担金でも御説明いたしましたとおり、梅雨前線豪雨により発生した農地農業用施設の復旧事業に対する県からの補助金を予算計上するものでございます。

次に、18款繰越金、1項繰越金、1目繰越金の195,700千円の増額は、前年度の繰越金でございます。

続いて、歳出補正予算の主なものといたしましては、2款総務費、1項総務管理費、6目基金管理費、財政調整基金積立金229,941千円の増額の主なものは、決算剰余金を積み立てるものでございます。

同じく1項総務管理費、7目企画費、唐津コスメ・グローバル・バリューチェーン構築事業2,700千円の増額は、地方創生促進交付金事業を活用し、玄海町の薬用植物を初めとする地産農林水産物のデータベース化やポテンシャル調査等の基礎調査を行うとともに、地域商社設立に向けた準備を行い、今後取り組む事業構想を策定するため、地産品ブランディング

委託料1,500千円、コスメクラスター整備構想作成業務委託料1,200千円を予算計上するものでございます。

次に、6款農林水産業費、3項水産業費、2目水産業振興費、牡蠣洗浄施設等整備事業補助金5,904千円の増額は、町の新たな産業として期待されるカキ養殖の洗浄作業に係る設備整備に対し、事業費の3分の2を補助するものでございます。

次に、11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農地農業用施設災害復旧費、農地農業用施設復旧事業47,053千円の増額は、歳入でも御説明いたしましたが、平成28年6月19日、20日、6月22日及び7月11日から13日の梅雨前線豪雨により発生した農地農業用施設の災害復旧事業に係る経費を予算計上するものでございます。

次に、議案第51号 平成28年度玄海町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27,064千円を追加し、補正後の総額を1,162,564千円とするものでございます。

歳入補正予算は、療養給付費等国庫負担金の過年度精算交付金3,612千円、前年度繰越金23,452千円の増額を行ったものでございます。

歳出補正予算の主なものは、特定健康診査等事業の国庫負担金返還金318千円、一般会計繰出金26,033千円の増額を行ったものでございます。

次に、議案第52号 平成28年度玄海町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14,637千円を追加し、補正後の総額を587,637千円とするものでございます。

歳入補正予算は、過年度分介護給付費交付金288千円、前年度繰越金14,349千円の増額を行ったものでございます。

歳出補正予算は、介護給付費準備基金積立金5,687千円、国庫支出金負担金返還金3,157千円、一般会計繰出金5,793千円の増額を行ったものでございます。

次に、議案第53号 平成28年度玄海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の増額に歳入歳出それぞれ655千円を追加し、補正後の総額を72,805千円とするものでございます。

歳入補正予算は、保険料還付金109千円、前年度繰越金546千円の増額を行ったものでございます。

歳出補正予算は、一般会計繰出金655千円を増額したものでございます。

最後に、議案第54号 平成28年度玄海町水道事業会計補正予算（第1号）でございますが、収益的収入及び支出でそれぞれ5,584千円を追加し、補正後の総額を収入412,429千円、支出401,035千円とするものでございます。

主な事業費の増額理由といたしましては、路面復旧費の増によるものでございます。

資本的収入及び支出については、収入から9,582千円を減額し、補正後の総額をゼロ円とするものでございます。

事業費の減額理由といたしましては、過年度分損益勘定留保資金を使用することによって減額分の補填によるものでございます。

以上、今定例会に提出しております各議案について提案の理由を申し上げました。どうか御審議の上、原案どおりの御決定をいただきますよう、お願い申し上げます。

**○議長（上田利治君）**

ここでお諮りいたします。本件につきましては、予算特別委員会に付託して審議したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上田利治君）**

御異議なしと認めます。よって、議案第46号 玄海町犯罪被害者等支援条例の制定についてから議案第54号 平成28年度玄海町水道事業会計補正予算（第1号）までの以上9件については、予算特別委員会に付託して審議することに決定いたしました。

日程12 議案第55号 平成27年度玄海町一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第56号 平成27年度玄海町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第57号 平成27年度玄海町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第58号 平成27年度玄海町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第59号 平成27年度玄海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第60号 平成27年度玄海町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

○議長（上田利治君）

日程12. 議案第55号 平成27年度玄海町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第60号 平成27年度玄海町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの以上6件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

議案第55号から議案第60号までの平成27年度の各会計の決算につきまして提案理由の説明を申し上げます。

平成27年度の玄海町一般会計及び各特別会計の決算について、議会の認定をいただきたく、監査委員の意見書をつけて御提案をいたしております。

まず、議案第55号、一般会計の決算でございますが、歳入決算額は8,033,888,059円で、予算現額に対して52,027,941円の減、調定額8,093,758,372円に対する収入率は99.3%でございます。

歳出決算額は7,816,474,300円で、予算現額8,085,916千円に対する執行率は96.7%でございます。

翌年度繰越額が38,702千円、不用額が230,739,700円となっておりまして、この結果、歳入歳出差引残額は217,413,759円となりまして、翌年度への繰り越し財源を差し引いた実質収支額は208,284,759円でございます。

次に、議案第56号、国民健康保険特別会計の決算でございますが、歳入決算額は1,170,698,590円で、予算現額に対し2,633,590円の増、調定額1,192,835,556円に対する収入率は98.1%でございます。

歳出決算額は1,147,246,732円で、予算現額1,168,065千円に対する執行率は98.2%で、歳入歳出差引残額は23,451,858円でございます。

次に、議案第57号、介護保険特別会計の決算でございますが、歳入決算額は578,429,216円で、予算現額に対し386,216円の増、調定額579,171,592円に対する収入率は99.9%でございます。

歳出決算額は564,079,259円で、予算現額578,043千円に対する執行率は97.6%で、歳入歳出差引残額は14,349,957円でございます。

次に、議案第58号、下水道事業特別会計の決算でございますが、歳入決算額は280,150,255

円で、予算減額に対して5,438,745円の減、調定額は280,970,895円に対する収入率は99.7%でございます。

歳出決算額は280,150,255円で、予算現額285,589千円に対する執行率は98.1%で、歳入歳出差引残額はゼロ円でございます。

次に、議案第59号、後期高齢者医療特別会計の決算でございますが、歳入決算額は71,529,735円で、予算現額に対し40,735円の増、調定額71,532,535円に対する収入率は99.99%でございます。

歳出決算額は70,983,547円で、予算現額71,489千円に対する執行率は99.3%で、歳入歳出差引残額は546,188円でございます。

最後に、議案第60号、水道事業会計剰余金の処分及び決算でございますが、まず、収益的収入の収入決算額が373,571,958円、収益的支出決算額が366,524,817円となっております。

損益計算書につきましては、収益365,248,370円、費用358,254,922円となり、6,993,448円の純利益となりました。

資本的収入及び支出でございますが、収入決算額が64,515,140円、支出決算額が137,218,742円となっており、収支差し引き72,703,602円の不足となり、当年度分損益勘定留保資金65,710,154円及び当年度利益剰余金処分数6,993,448円をもって補填をいたしております。

地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、平成27年度決算において生じた利益剰余金6,993,448円のうち全額を資本金に積み立て、あわせて同法第30条第4項の規定に基づき、決算の認定を受けることについて議会の議決を求めるものでございます。

以上、平成27年度の各会計の決算につきまして概要を申し上げます。

それから、平成27年度玄海町健全化判断比率及び資金不足比率につきましても、監査委員の意見書をつけて報告をいたしております。

また、意見書の中で監査委員さんからさまざまな御指摘をいただいていることにつきましては、十分に反省をし、今後、予算の適正な編成と執行管理に努めていきたいと考えております。

どうか御審議の上、認定をいただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

#### ○議長（上田利治君）

本件につきましては、監査委員の意見をつけて議会の認定に付されておりますので、議会選出の監査委員として選任されております友田国弘議員に決算審査の報告をいただきたいと

思います。6番友田国弘君。

#### ○6番（友田国弘君）

決算審査の御報告をいたします。

平成27年度玄海町一般会計及び各特別会計決算並びに水道事業会計決算の審査につきましては、去る7月6日から8月10日までの期間、実施いたしましたところ、審査に付された一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書につきましては、それぞれの関係帳簿及び証拠書類を照合した結果、法令に準拠して作成されており、計数に誤りはなく、正確であることを認めます。

平成27年度の一般会計予算は、歳入においては昨年と同様に、町税、国県支出金、基金繰入金を主な財源とした編成がなされておりますが、平成27年度においてもふるさと応援寄附金がそれらに次ぐ財源となり、今後も本財源を生かした魅力あるまちづくりの施策に期待をしております。

地方自治体の財源のもととなる町税の滞納は、町財政運営の根幹を揺るがすものであり、重大な問題でありますので、今後とも収入を確保し、負担の公平性を維持するため、収入未済額及び不納欠損額の縮減に努められるよう望むものであります。

歳出につきましては、ふるさと応援寄附金事業や児童福祉費の施設・地域型給付費支給事業等がふえてはいるが、地域防災対策費、学校建設費等が減っており、前年度と比較して約49億円の減額となっております。

次に、国民健康保険特別会計につきましては、歳入では前年度と比較して143,000千円増額しており、歳出でも前年度と比較して約175,000千円増加しております。

歳入の国民健康保険税についても、町税と同様、滞納がありますが、この国民健康保険税は本会計財源の根幹でありますので、町税と同様に、収入未済額及び不納欠損額の縮減に努められるよう望むものであります。

次に、介護保険特別会計につきましては、歳入では前年度と比較して約4,780千円増加しており、歳出でも前年度と比較して約14,000千円増加しております。

第1号被保険者保険料につきましても滞納が発生しておりますので、町税と同様に、収入未済額及び不納欠損額の縮減に努められるよう望むものであります。

次に、下水道事業特別会計につきましては、歳入では前年度と比較して約42,000千円増加

しており、歳出におきましても歳入と同額の約42,000千円の増加となっております。

今後も住民の生活環境の向上と公共用水域の水質保全に寄与するため、接続率の向上に特段の努力を望むものであります。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入では前年度と比較して約1,480千円減少しており、歳出でも前年度と比較して約960千円減少しております。

最後に、水道事業会計につきましては、これまで多額の資本が投入され、施設も普及率と有収率の向上を目標に逐次整備改善されておりますが、公営企業運営という基本理念のもとに、さらに経費の節減、合理化に努めるとともに、町民の生活用水を確保し、環境整備の向上を図るため、本事業が健全で、かつ効率的に運営されるように望むものであります。

以上、簡単に会計別に申し上げましたが、平成27年度は会計事務も改善され、おおむね適正に処理されており、大きな問題点、指摘点はありませんでした。これは庁内のチェック体制の強化や職員研修などの効果によるものと思われますので、今後もさらに職員研修等を行い、事務処理能力を向上させ、財務規則にのっとった適正な会計事務が行われるように望むものであります。

九州大学共同研究事業については、少しずつ成果が出ている部分も見られますが、事業の目的と研究の状況を引き続き、広く町民にわかりやすく知らせる機会を設け、その投資効果が早く出てくることを期待するものであります。

また、小中一貫校玄海みらい学園が開校し、充実した教育環境のもと、本町の新たな学校の歴史がスタートしましたが、次世代を担う子供たちの教育行政については、今後も町の重要施策として取り組まれ、その投資効果が着実に出てくることを期待いたします。

不用額については、一般会計で約230,000千円と前年度と比較して約60,000千円ほど減少しておりますが、相変わらず多くなっております。これは予算編成の歳入財源や他の歳出予算にも大きく影響するので、年間事業計画による予算の執行計画をより詳細に立てられ、状況に応じて柔軟に、かつ適正で効率的な執行を心がけることが必要であり、予算積算に当たっては、安易に過去の実績にとらわれることなく、経費の節減目標を的確に定め、その成果に向け努力することも必要であります。

また、扶助費や補助金など各種行政支援費用については、より詳細な実態把握のもとで利用見込みやサービス提供見込みを立て、予算計上すべきであります。

本町の財政状況は、少子・高齢化の進行等に伴う社会保障費や各種公共施設等の経年劣化

による維持補修費など歳出費用の増加が見込める中、玄海原子力発電所に係る歳入財源の減少など、今後厳しくなることが予想されます。こうした状況のもとで、今後もさらなる行財政改革を進め、経常費等の無駄をなくし、メリハリをつけた健全な行財政運営を期待するものであります。

最後になりますが、第五次玄海町総合計画にあります町の将来像の「人と自然がおりなす笑顔あふれる玄海町」の実現に向けて努力されることを期待するものであります。

なお、詳しいことにつきましては、お手元の審査意見書により御了承方お願いいたします。

以上で決算審査の報告を終わります。

**○議長（上田利治君）**

ここでお諮りいたします。本件につきましては、決算特別委員会に付託して審議したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上田利治君）**

御異議なしと認めます。よって、議案第55号 平成27年度玄海町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第60号 平成27年度玄海町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの以上6件については、決算特別委員会に付託して審議することに決定いたしました。

以上をもって本日の議事日程は全部終了いたしました。よって、本日の会議はこれにて散会いたします。

午後0時7分 散会